



平生町成年後見制度利用促進基本計画

山口県平生町

令和3年3月

はじめに

現在、全国的に人口減少による過疎化が急速に進行し、本町においても将来人口の減少は、町政運営の大きな課題となっています。また、本格的な少子高齢化社会をむかえ、核家族化の進行や地域住民のつながりの希薄化など社会の状況が変化し、地域福祉を取り巻く環境にも大きな影響を与えています。

成年後見制度は、認知症や知的・精神上の障がいによって、判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断を補うことにより、権利を保護し、支援するための制度です。



現在、本町においても、高齢化率の上昇、高齢単身世帯や高齢者夫婦世帯、障がい者と高齢の親世帯等の増加がみられ、財産の管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支えあうことが喫緊の課題となっています。

国においては、このような状況を踏まえ、本制度の一層の利用促進や、福祉的な視点での運用を可能とするため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成 28 年 5 月に施行し、「成年後見制度利用促進基本計画」が平成 29 年3月に策定されました。

成年後見制度の利用の促進には、市町村の取組が不可欠なことから、市町村の講じる措置等が同法第14条に規定されており、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の措置を講ずるように努めるものとされています。

こうしたことから、本町では、権利擁護の支援が必要な人の意思決定を支援し、自発的意思が尊重され、権利が守られる地域社会の実現に向けて活動していくことを基本理念とし、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが、住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるよう、成年後見制度を必要とする人が必要なサービスを受けることができる体制整備を行うことを目標とした「平生町成年後見制度利用促進基本計画」を策定いたしました。

今後、この計画に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進により、制度の一層の利用促進に向けた取組に努めてまいりたいと考えていますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定に当たりご尽力いただきました平生町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

平生町長 浅本 邦裕

目次

第1章 計画策定にあたって	1
計画策定の目的	1
計画の根拠	1
計画の期間	1
計画の名称	1
計画の評価・進行管理	1
計画の位置づけ	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
基本理念	3
計画目標	3
第3章 施策の展開	3
成年後見制度の普及促進	3
成年後見制度の利用支援	3
中核機関による支援体制の構築	4
権利擁護支援の地域連携ネットワークの基礎づくり	5
参考資料	
6	
平生町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱	
平生町成年後見制度利用促進基本計画策定委員名簿	

第1章 計画策定にあたって

◇計画策定の目的

平成28年5月に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）に基づき、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定し、概ね5年間の間に、市町村は国の基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとなりました。

このことから、本町では「権利擁護の支援の必要な人の意思決定を支援して、自発的意思が尊重され、権利が守られる地域づくり」を基本理念として、高齢になっても障がいがあっても、「住み慣れた地域で尊厳を持って生活できる」ことを計画目標として、成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に推進していくために、具体的な施策等を定める「平生町成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

◇計画の根拠

本計画は、促進法第14条第1項の市町村の講ずる措置となる計画です。

策定に当たっては、国の基本計画を勘案し、令和2年度に策定した「平生町地域福祉計画」、「平生町高齢者福祉計画（老人福祉計画・第8期介護保険事業計画）」及び「平生町障がい者福祉基本計画（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）」に規定される権利擁護等に関する施策との整合性を図ります。

◇計画の期間

本計画は、「平生町地域福祉計画」を上位計画とし、権利擁護に関する施策と整合を図ることから、期間を合わせることとし、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

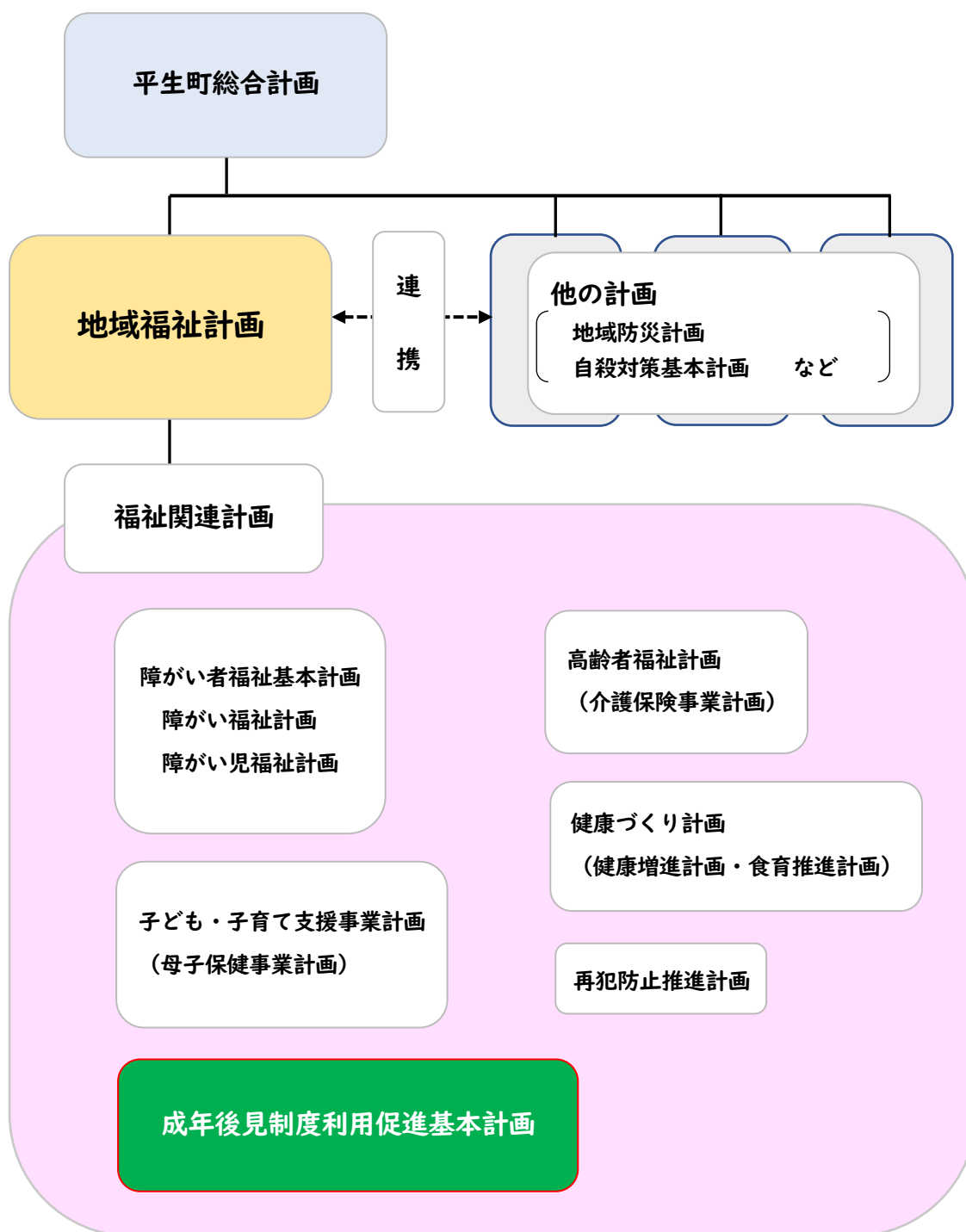
◇計画の名称

本計画の名称は、「平生町成年後見制度利用促進基本計画」とします。

◇計画の評価・進行管理

本計画策定委員会で、本計画の進捗状況の確認や評価などの審議を行い、必要に応じて計画の見直し等を行います。

◇計画の位置づけ(各計画との関係)イメージ



※この計画は、上位計画に地域福祉計画を要し、障がい者福祉基本計画、高齢者福祉計画の権利擁護等に関する施策と整合性を図り具体的な補完関係にあるが、一体的に計画を推進することとする。

第2章 計画の基本的な考え方

◇基本理念

権利擁護の支援が必要な人の意思決定を支援して、自発的意思が尊重され、権利が守られる地域社会の実現に向けて活動していくことを基本理念とします。

◇計画目標

年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが、住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるよう、成年後見制度を必要とする人が必要なサービスを受けることができる体制整備を行うことを計画目標とします。

第3章 施策の展開

計画目標を達するために、下記の施策に取り組んでいきます。

○成年後見制度の普及促進

1 成年後見制度の広報・啓発

広報、HPを活用して、制度の周知に努めます。

○成年後見制度の利用支援

1 成年後見制度利用支援事業

(1) 成年後見制度に係る町長による申立

首町申立を積極的に活用し、必要な人が必要な支援を受けることができるよう取り組みます。

(2) 町長申立に伴う費用の助成及び後見人等報酬の助成

費用面で申立てをためらう人に対して、国県補助金を活用して、申立費用を助成します。

また、後見人が選任されたが、後見人報酬の支払いが困難な場合には、報酬等の助成を行います。

○中核機関による支援体制の構築

1 中核機関の設置と運営

町全域を1つの区域とする成年後見制度の中核機関を設置します。

町の直営機関として、町役場町民福祉課内に設置して各業務の運営を行います。

2 中核機関の機能と業務

(1) 中核機関の具体的役割

中核機関は、i)本計画に定める目標の進行管理

ii)学習会等会議体の事務局

iii)業務遂行にあたって関係する機関等をつなぐ核となる役割を有します。

(2) 中核機関の業務

中核機関は、上記役割を果たすため、以下の業務に取り組みます。

① 成年後見制度利用推進連絡会議の開催

ア 地域課題の検討・調整

イ 他地域の取組事例の収集を行い本町へのフィードバック

ウ 本町での試行的な取り組みへの支援、助言

エ 相談窓口等のスキルアップ研修等勉強会の開催

上記内容等を協議する会議の事務局として、会議の開催、調整を行います。

② 広報業務

広報、HPを活用し、成年後見制度を住民及び関係機関等に周知、啓発を行います。

③ 相談業務

申立に関する相談窓口として、制度利用の方法、検討に関する相談支援を行います。

その際に、専門的見地からの支援を行うため、専門機関につなげる支援を行います。

④ 地域権利擁護事業等関連制度からの移行支援

地域権利擁護事業利用者のアセスメントを実施し、成年後見制度への移行支援を行います。

○権利擁護支援の地域連携ネットワークの基礎づくり

1 地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークには

- (1) 権利擁護支援の必要な人の発見、支援
- (2) 相談・対応体制の整備
- (3) 意思決定支援、身上保護を重視した地域の支援体制の構築

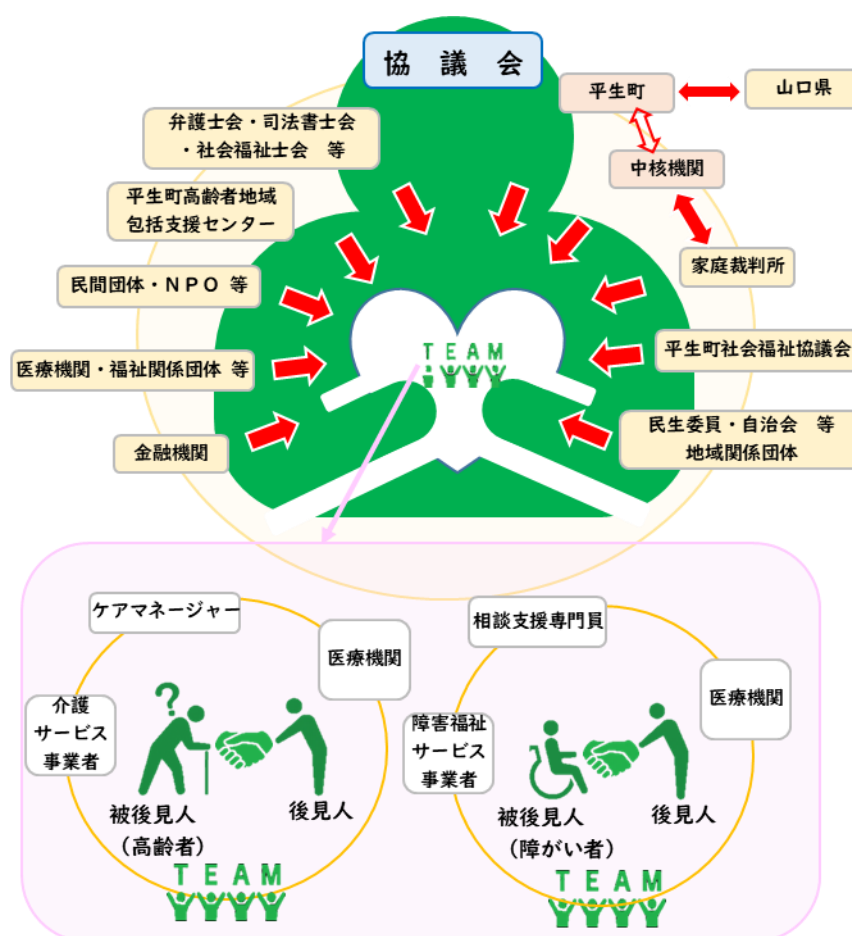
の3つの役割があるため、早期にネットワークを構築し、支援体制の整備に努めます。

2 地域連携ネットワークによる支援体制の整備

地域連携ネットワークを構築することにより、

- (1) 本人を後見人とともに支える「チーム」で対応
後見人、被後見人の課題の解決、不安の解消にチームで取り組みます。
- (2) 連絡会議等によるネットワークの運営
地域のどこに、どのような人が、何に困っているかを広範囲に情報共有し、課題の解決、不安の解消を地域で導き出せるような、広範囲な支援体制の整備に取り組みます。

地域連携ネットワークのイメージ



参考資料

○平生町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条の規定に基づく平生町成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、成年後見制度に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び利用促進を図るため、平生町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 成年後見制度に関する社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 成年後見人、被後見人等制度に関わる人、機関のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本計画等の策定に関し必要な事項に関すること。
- (4) 基本計画の進捗状況の確認や運用の管理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる個人、団体または機関の代表(当該団体または機関から推薦を受けた者を含む。)のうちから、町長が委嘱または任命する。

- (1) 専門職団体関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、策定委員会の会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

○平生町成年後見制度利用促進基本計画策定委員名簿

所属	職種
山口県弁護士会	弁護士
山口県司法書士会	司法書士
山口県社会福祉士会	社会福祉士
山口家庭裁判所	首席書記官
	主任書記官
平生町社会福祉協議会	企画総務部長
平生町	健康保健課長
	町民福祉課長

○平生町成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者、障がい者が、住み慣れた地域で尊厳を持って生活するために、権利擁護の必要な人の意思決定を支援して、自発的意思が尊重され、権利が守られる地域づくりの核となる拠点として、平生町成年後見制度利用促進に係る中核機関(以下「中核機関」という。)を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、平生町とする。

(名称及び設置場所)

第3条 中核機関の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 名称 平生町成年後見制度利用促進センター
- (2) 設置場所 平生町大字平生町210番地の1(平生町役場町民福祉課内)

(事業内容)

第4条 中核機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 成年後見制度に係る住民及び関係機関等への周知、啓発活動に関すること
- (2) 申立等の方法、検討などの相談に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整及びネットワークの構築に関すること
- (4) その他必要と認める事項に関すること

(庶務)

第5条 中核機関の庶務は、町民福祉課地域福祉班において処理する。

(関係機関等との連携)

第6条 中核機関は、成年後見人として実務にあたる専門職及びその所属する機関のほか、平生町社会福祉協議会、山口県等町以外の行政機関、家庭裁判所等の司法機関と連携し、業務が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

平生町成年後見制度利用促進基本計画

令和3年3月

平生町町民福祉課

〒742-1195

山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1

電話:0820-56-7113

FAX:0820-56-5603

E-mail:fukushi@town.hirao.lg.jp